

規制改革推進会議の進め方について

令和元年 11 月 14 日
規制改革推進会議決定

1. 会議の開催

- (1) 来年6月までをサイクルとし、規制改革の審議を進める。
- (2) 開催頻度は月1回程度を基本とし、計画的かつ弾力的に開催する。

2. ワーキング・グループ（WG）等

- (1) 「成長戦略」、「雇用・人づくり」、「投資等」、「医療・介護」、「農林水産」、「デジタルガバメント」の6つのWGを設置する。
- (2) 必要に応じて、公開ディスカッションを開催する。

3. 審議方法

- (1) 規制改革推進会議としての当面の重要事項（規制改革実施計画のフォローアップを含む）を決定する。
- (2) 本会議は、各WGの審議状況等について適宜報告を受けるほか、会議全体で取り組むべき重要課題、国家戦略特区やサンドボックス制度と連携して全国での実施を目指す事項等を取り扱う。
- (3) 議長ないしは各WG座長の判断に基づき、必要に応じ、合同会議の開催、相互の委員のオブザーバー参加などの取組を通じて、関連する会議との連携に努める。
- (4) 来年6月を目途に答申を取りまとめる。答申の取りまとめは、本会議の審議を経た上で決定する。なお、必要に応じ、中間取りまとめの公表を検討する。
- (5) 本会議・WGともに意見を適宜発表する。WGの「意見」は本会議の承認を原則とするが、議長の判断により事後承認とすることができるものとする。